

# 軽自動車税について

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

これらの車両を取得したとき、所有者が死亡、転出したとき、車両を譲渡、処分、紛失したときなどは届出が必要です。

届出のない場合や届出が大幅に遅れた場合などには、引き続き軽自動車税が課税される可能性があります。

詳細は下記の手続き窓口へお問い合わせください。

車種	手続き窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	大間町役場 税務保険課 （青森県下北郡大間町大字大間字大間104） TEL 0175-37-2111
軽二輪（126cc以上250cc以下） 軽自動車（三輪・四輪）	全国軽自動車協会連合会青森事務所 （青森市大字浜田字豊田129-13） TEL 017-739-0441
二輪の小型自動車（251cc以上）	東北運輸局青森運輸支局 （青森市大字浜田字豊田139-13） TEL 017-739-1501

## 《税率》

### 【原付、軽二輪、二輪の小型自動車】

車種区分		平成27年度まで	平成28年度から
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc以上90cc以下	1,200円	2,000円
	91cc以上125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（126cc以上250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（251cc以上）		4,000円	6,000円

### 【軽自動車（三輪・四輪以上）】

車種区分	標準税額		重課税額 新規登録から13年を経過 以前の新規登録分
	平成27年3月31日 以前の新規登録分	平成27年4月1日 以降の新規登録分	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用自家用	7,200円	10,800円
	乗用営業用	5,500円	6,900円
	貨物自家用	4,000円	5,000円
	貨物営業用	3,000円	3,800円

## 【小型特殊自動車】

車種区分	税額
農耕作業用	1,600円
その他のもの(フォークリフトなど)	4,700円

## 《グリーン化特例(軽課)》

### ○概要

三輪と四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、軽自動車税が軽減されます。

### ○対象

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規登録された車両で下の(ア)～(ウ)のいずれかにあてはまるもの。

- (ア) 電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの、又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)
- (イ) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又は平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの。
- (ウ) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又は平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの。

## 《グリーン化特例を適用した場合の税額表》

車種区分 (軽自動車)	標準税率			グリーン化特例 適用外の税額	
	(ア) 税額を概ね 75%軽減	(イ) 税額を概ね 50%軽減	(ウ) 税額を概ね 25%軽減		
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円	
四輪以上	乗用自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
	乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
	貨物営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円

## 《減免》

障害のある方が使用する(ご家族が運転する場合を含む)軽自動車等で、一定の条件に該当するときは、申請により軽自動車税の減免を受けることができますので、詳しくは税務保険課までお問合せください。